

会 議 録

会議の名称	令和元年度第1回茨木市障害者施策推進分科会
開催日時	令和元年 8月27日(火曜日)
開催場所	茨木市役所南館8階 中会議室
議長	新野会長
出席者	石田委員、高田委員、山口委員、太田委員、上島委員、中西委員、森川委員、岡田委員、森脇委員
欠席者	大木委員
事務局職員	北川健康福祉部長、青木健康福祉部次長兼地域福祉課長、中井こども育成部次長兼子育て支援課長、河原障害福祉課長、中尾福祉指導監査課長、石井障害福祉課課長代理、中島相談支援課参事、藤岡子育て支援課発達支援係長、刈込障害福祉課認定給付係長、岩本相談支援課相談一係長、中村相談支援課相談二係長、藤山障害福祉課計画推進係長
議題(案件)	<ol style="list-style-type: none"> 1. 障害者施策に関する第4次長期計画・障害福祉計画(第5期)・障害児福祉計画(第1期)の取組状況等について 2. 令和元年度障害福祉関連事業について 3. その他
資料	<p>次第</p> <p>資料1-1 「障害者施策に関する第4次長期計画の取組状況について」</p> <p>資料1-2 「障害福祉計画(第5期)の取組状況について」</p> <p>資料1-3 「障害児福祉計画(第1期)の取組状況について」</p> <p>資料2 「令和元年度障害福祉関連事業について」</p>

議 事 の 経 過	
発 言 者	発 言 の 要 旨
岩本相談支援 課相談一係長	<p>こんにちは。定刻となりましたので、ただいまから令和元年度茨木市障害者施策推進分科会を開会させていただきます。よろしくお願いいたします。</p> <p>まず開会に当たりまして、健康福祉部長の北川より御挨拶を申し上げます。</p>
北川健康福祉 部長	<p>皆さんこんにちは。ただいま紹介いただきました、茨木市健康福祉部長の北川でございます。分科会の開催に当たりまして一言御挨拶を申し上げたいと思います。</p> <p>日ごろは、それぞれのお立場から支援、とりわけ障害施策の推進に温かいお力添えを賜っておりますこと、この場をおかりしまして厚くお礼を申し上げます。ありがとうございます。</p> <p>本市では、昨年3月に総合保健福祉計画第2次を策定しまして、それにあわせまして、高齢介護等々の各分野別計画につきましても新たなスタートを切ったところでございます。</p> <p>障害福祉分野におきましては、障害施策に関する第4次の長期計画、障害福祉計画第5期に加えまして、新しく障害児福祉計画第1期を策定し、3つの計画の推進を通じて施策の推進に取り組んでいるところでございます。</p> <p>また、計画のスタートと同時に、平成30年4月から「茨木市障害のある人もない人もともに生きるまちづくり条例」を制定し、行政のみならず、市民や市民活動団体、市内の事業者も含めた市全体で障害の理解の促進や、共生社会の推進ができるよう取り組みを進めているところでございます。</p> <p>本日は次第にありますように、昨年度の各計画の取り組み状況や、今年度の障害福祉関連事業について御協議をお願いしたいと思っております。</p> <p>最後になりますが、委員の皆様方には今後とも障害施策の推進に一層のお力添えを賜りますようお願い申し上げます。甚だ簡単でございますが、分科会の開催に当たりましての御挨拶とさせていただきます。本日はどうかよろしくお願いいたします。</p>
岩本相談支援 課相談一係長	<p>続きまして、今年度、委員の交代がありましたので御紹介させていただきます。皆様のお手元に配席図をお配りしておりますのでごらんください。茨木市障害者地域自立支援協議会から、岩崎委員にかわり</p>

山口委員 岩本相談支援 課相談一係長	<p>まして、今年度、新たに御推薦いただき、山口委員が本分科会の委員に就任されました。山口委員、どうぞよろしくお願ひいたします。</p> <p>山口でございます。お願ひします。</p> <p>それでは、本日の資料の確認をさせていただきます。</p> <p>机の上に置いてあります資料になります。クリップどめされているものになります。1枚目に、本日の分科会の次第、続きまして、資料1-1、資料1-2、資料1-3、それと資料の2になっております。よろしいでしょうか。</p> <p>会議の議事進行は会長が行うこととなっておりますので、新野会長、よろしくお願ひします。</p>
新野会長	<p>皆さん、こんにちは。新野でございます。座らせていただきます。</p> <p>では、会議を始めたいと思います。本日は年度1回目の分科会となります。委員の皆様におかれましては、本年度も障害福祉の増進のために積極的な御意見を賜りますようによろしくお願ひいたします。</p> <p>総合保健福祉審議会と同様に、本分科会の会議録は原則公開ということになっておりますので、御了解いただきますようお願いいたします。</p>
岩本相談支援 課相談一係長	<p>では、本日の委員の出席状況につきまして、事務局から報告、確認をお願いいたします。</p> <p>本日の委員の出席状況につきまして御報告いたします。</p> <p>委員総数11人のうち、出席は10人、欠席は1人です。半数以上の出席をいただいております。また、事務局健康福祉部理事の北達が公務のため欠席させていただきます。</p>
新野会長	<p>また、本日は4人の方が傍聴されていることを御報告いたします。</p> <p>ありがとうございました。</p> <p>では、議事に入ります前に会議の進め方についてお諮りしたいと思います。</p> <p>本日は、皆様のお手元の次第にありますように、議題が3つ上がっております。それぞれの議題について事務局のほうから説明を受け、その内容について皆様方から御意見、御質問などをいただく、そして事務局にお答えいただく、あるいはこの委員さんの中でお答えくださる方があればお答えをいただく、そういうやり方で進めてまいりたいと思っておりますけれども、よろしゅうございますでしょうか。</p>
新野会長	<p>(「異議なし」の声)</p> <p>ありがとうございます。</p> <p>それでは早速議事に入りたいと思います。</p> <p>初めに、議題の1でございます。「障害者施策に関する第4次長期計画・障害福祉計画(第5期)・障害児福祉計画(第1期)の取り組み</p>

藤山障害福祉
課計画推進係
長

み状況等について」、大人の計画と児童のほうの計画とあわせて、続けて報告をしていただきたいと思います。事務局の御担当の方よろしくお願いたします。

皆さん、こんにちは。障害福祉課の計画推進係長の藤山と申します。説明は座ってさせていただこうと思います。よろしくお願いたします。

初めに、お手元の資料1-1「障害者施策に関する第4次長期計画の取り組み状況について」障害福祉課のほうから御説明をさせていただきます。

資料につきましては、計画期間がスタートいたしました昨年度におきまして、計画及び「茨木市障害のある人もない人もともに生きるまちづくり条例」、それぞれの趣旨に沿って実施いたしました事業等の状況について6つの基本目標ごとにまとめたものになります。詳しくは資料のほうをごらんいただければと思いますが、それぞれ簡単に御説明させていただきます。

それぞれ基本目標ごとに囲みになっておりまして、基本目標1では、主に障害や障害のある人に対する理解を広げるため、市の職員を対象としての研修や、障害のある人を含む交流事業の実施を挙げています。

基本目標2におきましては、障害のある人に対する具体的な支援を行うための体制整備や、支援の方針についての検討の場の整備を行ったことを挙げています。

ここで少し基本目標2の部分の資料で一部修正がございますのでお伝えさせていただきます。基本目標2という囲みの中の一番下のポツ、「医療的ケアを必要とする障害児・者の支援に関する協議の場」という記載がございますけども、これが正しくは「児・者」ではなくて、これは「児」のみの支援に関する協議の場ということになりますので、「医療的ケアを必要とする障害児の支援に関する協議の場」ということで、「・者」というのを削除していただくようによろしくお願いたします。

資料の2ページのほうに移りまして、基本目標3といたしまして、障害のある人の就労や社会参加を支援するための取り組みの実施を挙げています。

基本目標4では、障害のある人の権利擁護の取り組みとして、主には障害者差別解消に関連する事業等を挙げています。

3ページに移りまして、基本目標の5では、障害によってコミュニケーションや情報取得に困難がある人に対する対応や、昨年度に発生した地震・台風のような大きな自然災害が発生した際の障害のある人

への支援の検討を行っています。

基本目標6では、障害福祉サービス制度のスムーズかつ安定的な運営のための取り組みとして、支給決定基準の策定を挙げています。

以上、簡単ではありますが、障害者施策に関する第4次長期計画についての取り組み報告になります。

続きまして、資料1-2、障害福祉計画（第5期）の取り組み状況について、続けて説明をさせていただきます。なお、会議時間の都合もございますので、項目は主な項目を抜粋しての御説明とさせていただきます。御了解をお願いいたします。

では、まず5ページ、〔1〕施設入所者の地域生活への移行者数ですが、福祉施設からの地域移行者数、施設入所者削減数ともに昨年度はゼロということで実績がなく、計画の進捗としては芳しくない状況です。

施設入所者の地域移行に当たっては、地域における受け皿としてのサービス等の資源の整備はもちろんのことですが、入所者本人やその御家族に対して地域移行への動機づけをどのようにするかということが大きな課題となっています。

その課題に対する取り組みといたしましては、障害者地域自立支援協議会の地域移行・地域定着部会の活動の中で、入所施設を訪問して、地域移行に関する制度を周知したり、地域で暮らす障害のある人が施設を訪問して施設の入所者の方と交流会をするなどの取り組みを行っています。

資料の6ページに移っていただきまして、〔3〕障害者の地域生活の支援についてです。地域生活支援拠点等の整備状況というところですが、平成30年度末において、ここでは未整備となっています。地域生活支援拠点に必要な機能としては、国からは「地域生活への移行や親元からの自立等に係る相談機能」「ひとり暮らし、グループホームなどへの入居等の体験の機会及び場の機能」「緊急時の受け入れ対応体制の確保」という機能、「人材の確保・養成・連携等による専門性の確保機能」、最後が「サービスの拠点及びコーディネーターの配置による地域の体制づくり」という5つの機能が国から求められています。

茨木市としましては、高齢分野等も含んだ包括的な相談支援体制を構築していくという方針との整合性も図りながら、この計画期間内、令和2年度末までの整備に向けまして、地域の社会資源を有効活用して、その5つの機能ごとに整備を行う検討を今、進めております。

続きまして〔4〕福祉施設からの一般就労への移行者数等があります。ここについても1点、先に資料の訂正をさせていただきます。②

就労移行支援事業の利用者実績と目標値というところの、計画数字と実績数字の右に達成率のところ「0%」という表示になっていますが、ここはちょっと正しい計算の数字が反映しておりません、正しくは「113%」になっておりますので、資料の御訂正をよろしく願いいたします。

この一般就労への移行につきましては、茨木市内において、平成29年度及び30年度にそれぞれ新規の就労移行支援事業所がふえて新たに開設されたこともありまして、その事業の利用者の実績は計画以上の進捗となっています。またそれに伴って、一般就労への移行者も増加傾向を示しております。そのサービスの利用者一般就労への移行者の両者には一定の相関関係が認められる部分もありますので、引き続きサービスの利用促進に努めていくことにしています。

続きまして、7ページに移っていただきまして、下段の⑤就労継続支援B型事業所の平均月額工賃についてです。平成28年度から30年度の3年間は、工賃の平均月額が1万3,000円前後でほぼ横ばいとなっています。ただその間、市内に新規の事業所も4つほど開設しておる状況でありまして、こういった工賃を支払う事業所は、開設当初はなかなか工賃額が伸びにくいという傾向もありますことから、今後まだ工賃が上昇していく余地は市内で残されているというふうには考えています。

今後、大規模な商業施設や地域のイベント等での新たな自主製品販売機会を拡充することや、障害者優先調達推進法に基づく取り組みの推進等によって、より効果的な工賃向上支援を行っていきたいと考えています。

続きまして、8ページからは活動指標として、さまざまなサービスの実績と達成率をお示ししています。

自立支援給付の中の訪問系サービスや短期入所に関しましては、ほぼ全ての区分において計画値を上回る実績となっています。利用の受け皿となる事業所やその事業所の人員の増加については引き続き課題として残っておりますけれども、計画相談支援の普及であったり、今年度から運用を開始いたしました支給決定基準の適切な周知等によりまして、支援を必要とする皆様に過不足なくサービスが行き渡る体制を構築することが必要だというふうには考えています。

続きまして9ページでお示ししております、日中活動系サービスにつきましても、計画値を上回る推移となっているものが多くなっています。各サービスにおける事業所数も増加傾向になっているということもありまして、今後はサービスごとの機能の違いをより明確にしていくとともに、同じサービスの中であっても、事業所ごとにその特性

であったりとか、事業所の強みを生かした支援を実施していただきまして、さらにそういう強みを対外的に発信していただくよう促すことで、障害のある人により幅広い選択肢を提示できるように整備していくことが求められていると考えています。

続きまして10ページ、下段の相談支援につきましては、特に地域移行支援・地域定着支援の実績が少なく、課題となっています。先ほども入所施設からの地域移行者数が芳しくないということとも影響しているところがあるかと思えます。また精神科病院に入院している方の地域移行につきましては、サービス等を御利用せずに病院の相談員が調整をして支援者につないでいるというケースも多くありまして、施設や病院に対して、こういった地域移行を支援する相談支援というサービスがあるということを周知するのが大切だというふうに考えています。

11ページ及び12ページでは、地域生活支援事業に関しての実績をお示ししています。中でも12ページの中段の少し下、(9)の地域活動支援センターの欄をごらんください。

茨木市内に地域活動支援センターⅠ型は「菜の花」、Ⅱ型は「障害福祉センターハートフル」をそれぞれ整備しております。Ⅲ型につきましては、平成29年度までに段階的に市内に整備を進めてまいりまして5カ所の事業所を設置いたしましたけれども、利用者が思ったよりも少ないということなどから、平成30年度中に1カ所が閉鎖となっています。残るほかの4カ所でも利用者が少ないというような同様の課題を抱えているところもございまして、現時点では目標値5カ所に対して1カ所足りないという形になってはいますが、現時点では追加の整備を行わず、改めて利用ニーズ等を精査した上で、適正な数や機能について、次期計画に反映していこうというふうに考えています。

障害児福祉計画につきましては、子育て支援課のほうから御説明をさせていただきます。

藤岡子育て支援課発達支援係長

続きまして、児童福祉法に定める障害児福祉計画で、障害児支援の取り組み状況について御説明させていただきます。子育て支援課発達支援係長の藤岡と申します。座って説明させていただきます。

資料のほうは13ページ、資料1-3というのをごらんください。

初めに、成果目標ということで、特に国の所信の中でも重要視されているものについてですが、1番目、児童発達支援センターについてです。各市町村に1カ所整備することとなっているものですが、本市の場合、福祉型の児童発達支援センター、医療型児童発達支援センターともに、この計画の以前から設置されております。市内における障害児支援の拠点として活用されております。引き続き、これらの児童

発達センターの機能の充実を目指す必要があると考えております。

次に2番目、保育所等訪問支援の提供体制についてです。こちらも平成30年度の目標数として掲げております3カ所の事業所さんが市内にあります。3カ所は、先ほど申し上げました福祉型の児童発達支援センターと医療型の児童発達支援センター、それに加えて、委託事業でやってもらっている児童発達支援事業所さんでの実施となっております。利用者のニーズに比べまして、純粋な意味でのその民間の事業所さんでの実施がまだまだ進んでいませんことから、インクルーシブルな保育、教育の推進のためにも、高まりつつあるニーズに対応する方法を、今後検討していく必要があるかと考えております。

次に3番目、医療的ニーズへの対応ということで、医療的ケアに対応できる重症心身障害児が利用できる児童発達支援事業所であったり、放課後等デイサービスの事業所の数です。児童発達支援事業所につきましても、平成30年度の目標値として2カ所、放課後等デイサービスの事業所については3カ所ということで目標設定をしておりますが、児童発達支援につきましても、この2カ所のうち1カ所は、先ほども申し上げております、医療型の児童発達支援センターが含まれておりまして、結構受け入れ人数の枠としてはたくさんのキャパがありますことから、一定その提供体制というのは確保できているものと考えております。しかしながら、放課後等デイサービスにつきましても3カ所と数的にはなんですけども、それぞれの事業所さん1カ所当たりの1日の利用定員が5名ずつの小さな事業所さんとなっておりますので、利用者数の増加や今後のニーズの高まりに伴い、利用を希望されたときにいつでもすぐに利用できるという状況ではないと思われまますので、引き続き、受け入れ体制、提供体制の確保に努めていく必要があると考えております。

続きまして4番目、医療的ケア児支援のための保健・医療・福祉・保育・教育等関係機関の協議の場の設置についてでございます。こちら30年度中に協議の場を設置することを目標に掲げておりましたが、30年度中には設置ができておりません。しかしながら、今般、茨木市障害者地域自立支援協議会の中の子供支援プロジェクトチームをこの協議の場と正式に位置づけることといたしまして、この秋から協議を進めていくこととさせていただくことになりました。

協議内容としましては、まずはその実態、医療的ケアを必要とされる児童さんの生活実態の把握やその各機関での共有というところから始めることになろうかと考えております。

また、その次の5番目、この協議の場に設置することとされているコーディネーターについてですが、こちらの協議の場とセットとなっ

ておりまして、まだ配置できておりません。しかし、本年の9月、来月から10月にかけて、大阪府さんのほうでこのコーディネーターの養成研修というものを初めて実施されることになりました。本市からも、先ほど申し上げました、自立支援協議会の子供支援プロジェクトチームの構成メンバーの機関から2名の方に参加していただくこととしておりまして、研修実行後にはこのコーディネーターとして活躍していただくことになろうかと思っております。

続きまして14ページ、こちらからは活動指標ということで、それぞれのサービスについての部分になります。

重立ったものだけで、放課後等デイサービスにつきましては、引き続き、やはり利用者数が増加中で、ちょっと目標値からは若干ずれ込んだような供給、実績数になっております。実際のサービスの利用者さんと言いますか、平成30年度末、つまりは平成31年3月末日付の数字にはなるんですけども、放課後デイの実際の支給決定者数、サービスの決定者数ということで見ますと、683人ということになっております。でも実績としては1,153人とかというふうになっているのは、お一人の児童さんが複数の事業者さんを使われている回数が多いということになりまして、このことから事業所同士、幾つもの事業所を多分一人の児童さんが利用されているので、それぞれ支援していく事業所さんのほうでの連携というのもより深めていく必要があるかなというふうに考えております。

その下ですね、保育所等訪問支援につきましては、計画どおりの実績というふうになっておりますけれども、先ほどもちらっと申し上げましたけれども、サービス内容がだんだん理解が進んできたと言いますか、利用ニーズがふえてきております。引き続き提供体制の確保に努める必要があるかと考えております。

最後のところに上がっております、居宅訪問型児童発達支援というサービスなんですけども、こちらは医療的ケアが必要であったり、ちょっと外出が困難であるという子供さんに、つまり通所支援を受けることができないお子さんの居宅を訪問して、保育ですとか、そういうことを提供するというサービスになるんですけども、実際に希望される子供さんというのがこの1年間、制度が始まりましたからはまだおられません。通所の事業所さんが茨木の場合たくさんありまして、そこがまた送迎をしてくれることから、多くの方がすぐに通所支援の利用ができてきていることの証ではないかなと思っておりますけども、市内にそれを実施できる事業所さんがいないということがちょっと問題かなと思っております、提供体制の整備を進める必要があるかと考えております。

最後に、障害児相談支援についてですけれども、こちらの実績値からはちょっと達成率は100%は達成できておりませんが、実際の数で申し上げますと、全障害児通所支援の利用者の方が1,258名おられる中で、250名の方が今、計画相談、障害児の相談支援というのを利用できている状況です。約2割弱、19.9%ということになるんですけども、それぐらいしか相談員さんがつけていない状況でありますので、引き続き相談支援専門員の増員をしていただけるように、相談支援事業所への支援を続けてまいりたいと考えております。

簡単でございますが、以上でございます。

新野会長

ありがとうございます。藤山係長と藤岡係長に御説明をいただきました。ただいまの説明について、たくさんの情報が一遍に入りましたけれども、御意見、御質問等がございましたらお受けしたいと思えます。前半、後半と分けましょうか。それとももう突っ込みでいきましょうか。突っ込みでいきましょうね。

では、お気づきの点とか、御意見とか、質問とかございましたら挙手をお願いいたします。

太田委員

前半のところ質問なんですけれども、1ページ目の基本目標2の星印の2つ目、さまざまな支援検討の場の位置づけで、精神障害者にも対応した地域包括ケアシステムに係る協議の場ということで協議を行っているということなんです、具体的にこの精神障害者の地域包括ケアシステムに係る協議はどのような内容を協議されているのか教えていただければと思います。

新野会長

皆様おわかりいただきましたでしょうか。資料1-1の1ページの基本目標2、その真ん中ら辺、地域包括ケアシステムに係る協議の場、精神障害者に対して具体的にはどんなことなのかという御質問ですよね。

中村相談支援
課相談二係長

相談支援課の中村です。

自立支援協議会の地域移行・地域定着部会において、そこを協議の場としているところです。参加メンバーに保健所や、医療機関の職員が入っていますので、保健・医療・福祉関係者による協議の場ということになっております。

その中で、精神障害がある方が地域で安心して暮らしていけるようにということで、地域移行に向けた支援を連携して取り組むためにはどうしていくのがいいか、長期入院の方に対して意向を聞き取る機会をどう設けていくか、地域生活の情報を積極的に伝えていくことが必要ですが、そのためにはどういうふうに伝えていくのがいいかというような地域の課題等の抽出を行って、関係機関が連携を図りながらど

新野会長

う取り組んでいくかというのを協議しているところであります。

よろしゅうございますでしょうか、太田さん。

では、ほかにございましたらお願いしたいと思います。

私から申し上げてよろしいでしょうか。地域自立支援協議会の中で頑張っってやっっていくんだというふうに、今、中村さんもそのようにお答えをなさいました。自立支援協議会が今どのように頑張っっていらっしやるのかということ、きょう、新たに委員に加わっってくださいました山口委員さん、何かございましたらお答えいただければありがたいんですけども。

山口委員

どのようにというのは、全体的なことでしょうか。

新野会長

全体的な雰囲気でも結構です。

山口委員

協議会の説明をさせていただくと、基本は、我々は相談支援事業者なんですけども、その中で個別でいろいろ支援させていただいてはいるんですけども、やっぱりなかなかそれぞれの支援者の皆さんと支援に関する会議をいろいろさせていただくんですけども、その中でやっぱり解決できない、今の既存のサービスを使ったり、社会資源を使ってもなかなか解決できない課題というところをこの協議会のほうに持ち寄らせていただきまして、それぞれ専門部会であったり、プロジェクトチームであったり、ワーキンググループであったりというところで、その課題別に解決に向けた検討をさせていただいて、その中で決まった取り組みであったりとかをさせていただいているという内容になります。ざっくりですけど。

新野会長

ありがとうございます。いきなり振りまして申しわけございません。

医療関係者も含めた協議というのを最近特に力を入れておられるという状況と理解してよろしゅうございますね。

山口委員

特にというか。

新野会長

医療的ケアを必要とする子供さんたちに。

山口委員

子供さんのほうも、一応国でこの協議を設けるようにというのが出ていますので、茨木ではそれが子供支援プロジェクトチームの中に設けるということになったという形です。

新野会長

精神障害の方にも、子供さんにも、この自立支援協議会のお働きはかなり大きな力があるということがよくわかりました。

ほかにはいかがでございましょうか。山口さん、済みません。いきなり振りまして申しわけございませんでした。

森脇委員

森脇といいます。よろしくお願ひいたします。

私がちょっとお伺ひしたいことが2点あります。

1点目は、3ページの基本目標6の社会保障制度の推進に努めると

という項目の支給決定基準の策定をされたと思います。その策定の話し合いは終わられたんですかね。どういう基準になったかということ。決まっているのであれば、どういう基準になったのか、内容を知りたいなというふうに思います。一般の方に公開なのか、公開でないのかということはちょっとわからないんですけど、できれば教えていただきたいというふうに思っています。

もう1点が、10ページの居住系サービスの入所のグループホームとか施設入所の支援とか書いてある(4)の分になります。この分って身体と知的と精神に分かれていて、グループホームの生活の場のことを書かれているんですけども、例えばなんですけども、ちょっと調べたんですけど、知的障害者の18歳以上の成人の方、この中に書いてあったんですけども、18歳以上の知的の方が1,529人いらっしゃるんですよ。その中でグループホーム、施設入所、自立生活援助の制度を使っていらっしゃる方が平成30年度で305人だったんですね。ということは1,529引く305を引いた数の方は家にいらっしゃるのかという疑問があって、やっぱり私がよく聞くのは、グループホームがないとか、保護者が高齢になられて、やっぱり子供たちをどうしようかと思っていられる保護者の声をよく聞きますので、市役所さんはこれからどれぐらいの施設が必要かということを書いていらっしゃるのかということを知りたいなと思ってきました。済みません、ちょっと長くなりました。

新野会長

ありがとうございました。2つの質問がございました。一つ目は、サービスの支給決定に係る手続と、具体的にはどんなふうに進んでいるのでしょうかということ、まずこれをお答えくださいますでしょうか。

刈込障害福祉課認定給付係長

茨木市障害福祉課の認定給付係長の刈込といいます。よろしく願いいたします。

支給決定基準につきましては、昨年度、ワーキンググループを組んで、当事者の方も含めて一緒に検討させてもらって、ことしの4月1日に策定ということで、ホームページにも掲載させていただいております。なので、茨木市支給決定基準という形でホームページを検索していただいたら出てくると思いますので、そこで御確認いただければというふうに思います。

それぞれの基準、サービスによって訪問系サービスの中でも居宅介護があって、その中でも区分によって支給量の基準というのが細々と変わっておりますので、この場で全て説明するというのがちょっと難しいもので、そこは割愛させていただきたいなと。

森脇委員

公開されているということですね。

刈込障害福祉
課認定給付係
長

ホームページに公開させていただいております。というところで、支給決定基準については以上になります。

新野会長

ありがとうございました。ホームページをごらんくださいませ。

もう一つ、2つ目の質問は10ページの(4)の表に関して、数字についての御質問でございました。お答えいただけますでしょうか。

河原障害福祉
課長

障害福祉課長の河原です。

グループホーム、まずこちら、知的障害者の方が1,529人いらっしゃるけども、利用が305人で、それ以外の方はどうしていらっしゃるのかということなんですけども、ここはグループホーム、施設入所という人数ですから、それ以外の方については、当然御自宅なりにいらっしゃるということです。サービスとしては当然日中系のサービスですね、生活介護事業であったりとか、就労系のサービスであったりとかということを利用されながら、御自宅とそのサービスを利用してというような形で生活をされていらっしゃるのかなと思います。

次に、グループホームがどれぐらい必要なのかということなんですけども、計画の中では、幾つ建てるかという形では計画は盛り込んでおりません。実際の利用者数という形で置きかえてはいるんですけども、実際にどれぐらい必要なのかということになってきますと、はっきりと明確にこれだけ要りますということはちょっとはっきりとはお答えできないような内容になっておりますけれども、現状、茨木市としての方向性としては、グループホームの開設補助金ということで、これは市単独の補助金を設けております。開設、新たに新設される場合、また既存の建物を改修される場合ということで、それぞれの補助額を決定しております。この利用についても毎年1件、2件ということで随時グループホームはふえてきているという状況にあります。ただ、このグループホームの活用については、市内だけで完結するわけではなくて、市外のグループホームを利用されていらっしゃる方もいらっしゃいます。例えば茨木市ではちょっと難しいけれども、大阪市内であれば空きがあったりとかというようなケースもあります。このあたりは、茨木市だけではなくて、やっぱり広域の中で使っていただくということも念頭に置いた形では進めているところではあります。

新野会長

よろしゅうございますか、まだ追加の御発言。

森脇委員

この計画の中で、初めのほうに障害のある人のデータが載っているんですけども、18歳以上とかっていう、結構大きい分かれ方をしているんですよね。そうではなくて、もうちょっと細切れにしていた

いた方が、将来的に保護者としてもわかりやすいというか、大体30歳以上の方とかってなってくると、保護者も高齢者になってこられていたりとか、私が今回グループホームのことで見たときに、やっぱりお子さんの年齢が高いと絶対にグループホームとか、何かの支援が必要だろうというふうに思うわけです。じゃあどれぐらいの人数がいらっしやって、じゃあ今の現状、これを見せてもらったときに、何人の方がグループホームに入っている、福祉の利用をされているということが計算できるわけですね。じゃあ実際に何人ぐらい本当に必要なのかという数が見えてくると思います。ですので、せっかく載せていただいているというか、調べていらっしやるので、もうちょっと児童のことも学年ごとに、障害の重さも載せてもらえるとか、そういう形で次回の計画をつくるときにもうちょっと細かくつくっていただけたら、皆さんわかりやすいのかなと思いますので、よろしくをお願いします。

新野会長

ありがとうございました。18歳以上と未満と2つにしか分けていないけれども、もう少し年齢層で段階を分けていただく方がわかりやすいのではないかという御提案でございますので、次のときにはまた御配慮、御考慮をお願いいたします。

いかがでしょうか、ほかに。御質問は。お手が挙がりました。岡田さんですね。

岡田委員

7ページの⑤就労継続支援B型事業所の平均月額工賃の目標値とありますが、市内には10カ所ぐらいでしたっけ、何カ所の事業所さんがB型かという記憶が曖昧なんですけども、この個人の工賃の最低の金額と、一番たくさんもらっている障害者の方の金額ってわかってらっしゃいますか。

新野会長

金額のお尋ねでございます。よろしくをお願いします。

藤山障害福祉課計画推進係長

障害福祉課の藤山でございます。お答えさせていただきます。

平成30年度時点で、市内の就労継続支援B型事業所は20事業所ございます。それで利用されているお一人、お一人単位でお幾ら受け取りされているかははっきり言ってちょっとわからないということにはなるんですが、各事業所ごとに平均で幾らの工賃をお支払いされているというのは資料としては出ていますので、大まかな数字でお伝えさせていただきますと、昨年度、平成30年度実績で平均工賃月額が一番低い事業所で、月額5,316円、ただこれは新規でできた事業所なので、あるいはもう来年度になったら急に数字が変わる可能性もあるかなというふうに思っていますが、5,316円、逆に一番高い事業所になりますと、月額で3万27円ということになりまして、ざっと5倍から6倍というような格差が事業所間では、現時点ではある

新野会長

ということになっています。

ありがとうございました。

ほかには御意見、御質問はございますでしょうか。お手が挙がりました、森川委員。

森川委員

森川です。11ページの(5)、(6)なんですけど、目標数のところで、目標数に対しての実績が100%を超えているんですけども、今後の目標数というのがずっと下がっていますよね。実績は低いんですよね。目標数を決めている基準というのを教えていただけたらなと思います。

新野会長

ありがとうございました。手話奉仕員養成研修事業についてです。数値のお尋ねでございます。よろしくお願いたします。

藤山障害福祉課計画推進係長

引き続き障害福祉課の藤山のほうからお答えをさせていただきます。

この意思疎通支援事業につきまして、この計画を策定させていただきましたのが30年度スタートということで、実際の策定作業は28年度から29年度といったところが策定の時期にはなっておりますけども、その時点での過去の実績をもとに計画値というのを定めさせていただいたものになります。ただ平成30年度に茨木市で条例を策定させていただいたこともありまして、意思疎通支援についてもより多くの方に御利用いただきたいという周知を行った結果、それもあって、平成30年度の実績としては、そのとき平成28年度、29年度につくった計画よりも上回る実績になったということではあります。

ただこの令和元年度、令和2年度については既に策定済みの計画にはなりますので、直ちに数字が変わるということはないんですが、もちろんこれは今よりも低い数字を目標にするということではなくて、今までよりもたくさんの方に、こういった派遣事業であったり、養成研修事業を御利用いただきたいというふうには思っておりますし、次期の計画、次の計画をつくる際には、新たに現状の状況を踏まえた目標設定というものを行っていくということになります。よろしくお願いたします。

新野会長

失礼しました。私、養成研修のほうだけ言いましたけども、意思疎通支援を行う者の派遣事業についても含めてのお尋ねでお答えをいただきました。ありがとうございました。

さあ、ほかにはございますでしょうか。では中西委員。

中西委員

中西です。基本目標の1の2つ目の障害のある人となない人の交流事業の実施というところなんですけども、実際にこれに対して障害のない人がどれぐらいの数で参加されているのかということと、それを行った結果として、どういう効果が出たりとか、どういう理解が得られ

新野会長
中西委員
藤山障害福祉
課計画推進係
長

たのか見たいな、あたりの何かデータとかとられているんであればお聞きしたいなと思いました。

済みません、資料の何ページを見ればよろしいですか。

1 ページです。基本目標の1の2番目の星です。

こちらも障害福祉課の藤山のほうからお答えをさせていただきます。

この障害のある人とない人との交流事業というものですけれども、平成30年度は3回実施しております。そのうち2回はスポーツ吹き矢という、車椅子の方であっても、少しお体に不自由がある方でも取り組みやすいスポーツをやっていただく、スポーツ吹き矢の体験講座というものを6月とあと2月に1回ずつ、あと12月にハンドケアマッサージの体験会ということで、アロマというんですか、いい香りのするようなオイルを手に塗ってマッサージを受けることで血行がよくなったりとか、気持ちよかったりとかということ、これは体験を受ける側として、障害のある人もない人も一緒にしていただくということで、それぞれ参加者は、正確な数字は今持ち合わせていないんですが、おおよそ20人から30人の間ぐらいの参加がありまして、障害のある方だけではなく、障害のない方とおおよそ半々、半分ぐらいの御参加をいただけたというふうに聞いています。

私もその吹き矢とハンドマッサージは一度ずつその場で体験をさせていただいたんですけれども、そこには市民の方もいらしていました。ただ、今回その初めての実施ということもありまして、まずはハートフルで実施したんですけれども、茨木小学校区界隈の民生委員さんであったりとか、そういうような方にもお声かけをさせていただいて、ぜひとも御参加くださいという形での実施になりましたので、今後はもう少し広い範囲で、より広い対象の方にも御参加いただけるようなお声かけをしていければなというふうに考えております。

以上です。

新野会長

ありがとうございました。このたびは2種類でしたけども、また種類もふえていくかもしれません。民生委員さんにお声かけをしてと、今おっしゃったんですけども、民生委員さんのほうのお立場で何か御意見はございますでしょうか。

高田委員

民生委員の高田です。民生のほうはいろんな方にお会いする機会がありますので、高齢者とか小さい子供さんだけではなくて、障害をお持ちの方にも、もちろんそれこそ災害のときなんかは、やはりそういう交流を持っていないと、なかなか何かありましたよということではできないので、こういう機会がありましたら参加できたらいいなと思います。

新野会長	<p>ありがとうございました。民生委員さんの協力を得て行える事業であるということでございます。</p> <p>さあいかがでしょう。追加があります。</p>
藤山障害福祉課計画推進係長	<p>先ほど少しお答え漏れがありましたので追加でお答えさせていただきます。</p> <p>交流事業を実施することの効果をどのように考えるかというようなお話がございましたので、そちらについてもお答えをさせていただきます。今回の実施、昨年度の実施ということと言いますと、場所は全て障害福祉センターハートフルという施設で行ったんですけども、今回そういった場所に余り来たことのなかった方、障害のない方はなかなか来られる機会のない施設ということもあって、施設にこういう場所があるということを知ってはいたけど、実際に入ってみてわかったというお声もありますし、あとはスポーツの吹き矢なんかでいいますと、自然と障害のある方が吹き矢をするときに少し横で手を添えてお手伝いをされるであったりとか、そういった動きが、別にしなさいよとかいう中ではなくて、自然の流れの中でそういうことに触れていただけたということは効果であったかなというふうに思っています。</p>
新野会長	<p>ありがとうございました。いかがでしょう、時間もほぼ1時間経過しましたので。じゃあ太田さん、お願いいたします。</p>
太田委員	<p>5ページの、この福祉施設の入所者の地域生活への移行のところなんですけども、これが全然進んでいないということで、前回は話に上がっていたと思います。前回は意見を言わせてもらいましたけれども、まずやっぱり進める側が本気でこの地域移行を進めようという思いがあるのかどうかというところがなければ進まないんじゃないかなというふうに思っているんですが、そもそもこの施設からの地域移行、市としてはなぜ進めなければいけないと考えているのか教えてください。</p>
新野会長	<p>施設の方が地域移行になぜしなければならないのか。根本的なところでございますが、よろしく申し上げます。</p>
藤山障害福祉課計画推進係長	<p>障害福祉課の藤山です。これにつきましては、地域移行をしなければならぬという言い方が妥当かどうかわかりませんが、少なくとももともと皆さん地域にお住まいであった方が、何らかの御事情で施設に入所せざるを得ない状況になったものというふうに考えております。そういうことと言いますと、地域に暮らし続けられるというような選択肢をきっちりと提示して、それを今、現に施設に入所していらっしゃる方にもしっかりとお伝えをして、その上で、やはり私は地域で暮らしたいという方に対しては、それを地域で受けとめるような支援をしていく必要があるというふうに考えていますので、必ずしもそ</p>

新野会長
太田委員

の地域移行をさせなければいけないという言い方よりは、地域で暮らすことができるという選択肢を正しく提示してお伝えすることが大事だというふうに考えています。

太田さん、続きを。

ちょっと捉え方にずれがあるかなと思うんですけども、そもそも利用者とか障害のある方は、地域で生活をしたいという希望を出しても、じゃあ生活できるかという、そういう選択ができないという現状があるというところが出発点にあると思うんですね。そういったところを課題として捉えなければ、先ほどの話では、障害のある人が希望しないから、だから進まないという話になっていますけども、そもそも希望してもグループホームには入れない、重度訪問介護を使って自立生活もできない、そういった選択ができないという現状があるというところをまず押さえておく必要があるのかなと。

やっぱりこれはまず茨木市、もちろん事業所もですけども、市として地域移行をしっかりと進めるというような明確な方針がなければ進まないというふうに思いますので、これは障害福祉課だけじゃなくて、健康福祉部全体としてそういった方針を明確に出してほしいなというふうに思います。

さっきの数値目標のところでも意見がありましたけど、全然数値目標が低い、低過ぎるというような状況がありますので、これについても、本当に地域移行を進めるなら、森脇委員も言っていましたけども、じゃあ地域のそういうサービスをふやすということとあわせていかないと進むわけがないですね。

だからそういったこともちゃんと検討して、まず方針を明確に示していただいて、数値目標を次に実績に基づいてというよりは、実績以上の、しっかりと地域移行を進めるというときに、グループホームや重度訪問介護、そういったところの数値をしっかりと上げていくということをぜひお願いしたいと思います。

新野会長
太田委員

ありがとうございました。本質的なところにかかわる議論かと思えますので、今後、どうぞ御検討をよろしくお願いいたします。

もう1点だけ。済みません、10ページの(5)の相談支援のところですけども、この計画相談については、福祉サービスを利用している人全てに導入するということになっていると思うのですが、この導入率というのはどうなっているのか。ここに挙がっている数字が全てではないと思うんですけども、そのあたりを教えてください。

新野会長
中村相談支援
課相談二係長

資料10ページの5番のところの数字です。お願いいたします。

相談支援課の中村です。計画相談につきましては、まず優先順位を設けて、必要性の高いケースから導入を進めていっているということ

<p>太田委員 中村相談支援 課相談二係長</p>	<p>で、導入率100%を目指してはいますが、まだまだ低い状況ではあります。</p> <p>現状どの程度なのか。</p> <p>自立支援協議会の中でお示した件数を報告させていただきます。成人は631件です。導入率は約35.3%になります。児童が250件で導入率は約19.9%の状況です。</p>
<p>新野会長</p>	<p>以上です。</p> <p>太田さん、よろしゅうございますか。</p> <p>ありがとうございました。それではこの件に関しては時間の都合もございますので、ここで一旦終わらせていただきまして、議題2にまいりたいと思います。</p>
<p>藤山障害福祉 課計画推進係 長</p>	<p>議題2は、令和元年度障害福祉関連事業についてでございます。事務局のほうから御説明をお願いいたします。</p> <p>障害福祉課の藤山です。この議題についても、私のほうから説明をさせていただきます。座って説明をさせていただきます。</p> <p>それでは、令和元年度、本年度の障害福祉関連事業につきまして説明をさせていただきます。お手元の資料は、資料2になりまして、この資料は障害福祉課、相談支援課、子育て支援課が所管いたします事業の中で、令和元年度の新規事業、あるいは拡充事業について御説明をさせていただくものになります。資料のそれぞれの項目の下には、計画に定める6つの基本目標のうち、関連するものをお示ししております。</p> <p>まず、障害福祉課所管の事業といたしまして4点挙げています。</p> <p>一つ目といたしまして、子供向け手話教室等の開催です。「茨木市障害のある人もない人もともに生きるまちづくり条例」の周知啓発を進める中で、特に子供世代への理解促進に力を入れていくために、昨年度試行的に実施いたしました「夏休みこども手話教室」を正式な事業として今年度実施いたしましたほか、中学生を対象とした条例そのものの啓発リーフレットを今年度中に作成する予定にしています。</p> <p>2つ目ですが、障害理解促進のための助成金の創設です。茨木市内の企業や市民活動団体が、障害や障害者に対する理解を深めるために行う研修会等に係る費用の一部を市が助成するものになっております。</p> <p>その他2点として、重度障害者福祉タクシー料金助成事業の対象者の拡大と、点字プリンターの購入を挙げさせていただいております。</p> <p>続きまして、ページをめくっていただいて、相談支援課所管の事業については3点です。</p> <p>1点目は、障害者相談支援事業所の追加を含む、包括的な相談支援</p>

体制の整備です。今年度4月からは、委託相談支援事業所の担当区域が再編されまして、より身近な地域で相談できるよう努めております。

2点目は、生活困窮者自立支援についてです。障害者庁内職場実習やスマイルオフィス事業といった既存の事業も含めた、障害者に対する就労支援、定着支援の促進を図るものです。

3点目は、茨木市障害者差別解消支援協議会についてです。昨年8月の協議会設置から1年が経過いたしまして、相談から解決に至る流れの共有ですとか、相談対応力の向上などについて、協議の上で進めてまいります。

最後に、子育て支援課所管事業として2点挙げています。

1点目は、障害児への通学支援です。義務教育期の障害児が、家族の疾病等の理由によって通学が困難である際に、ヘルパーによる通学介助を可能にするものです。

また2点目として、サービス等利用計画の普及促進のための助成事業を、要件を緩和することによって拡充するものになります。

以上で、簡単ではありますが、議題2についての説明を終らせていただきます。

新野会長

ありがとうございました。ただいまの説明について、御意見、御質問等がございましたら挙手をお願いいたします。お手が挙がりました。森脇さんです。

森脇委員

済みません、森脇です。子育て支援課さんの障害のある児童・生徒に対する通学支援ということで書いてあるんですけども、ちょっとお伺いしたいんですけど、この保護者の疾病による入院等ということを書いてあるんですけど、そのときにガイドヘルパーを使ってと書いてあるんですけど、ガイドヘルパーのみ、制度を利用できる、そういう場合になったときは、ガイドヘルパーさんだけ、ほかに何か使える支援とかってあるのかというところが1点と、保護者の疾病によるということなんですけども、お母さんだけがという、片親だけが入院した場合でオーケーなのか、だからそれだったらお父さんがいてくださいとかいうこともあるじゃないですか。なのでどちらか片親だけが入院した状態で大丈夫なのか。

それとガイドヘルパーを派遣しますと書いてあるんですけど、ふつうに今ガイドヘルパーを利用するときって半月前に予約をしておかないとガイドヘルパーさんが利用できないような状況に陥るんです。やっぱり緊急時にガイドヘルパーさんに本当にお願ひできるのかという、済みません、ちょっと3つになってしまったんですけども、今の回答を聞かせてもらえたら、保護者は安心できるなと思って質問さ

	<p>せていただきました。</p> <p>以上です。</p>
新野会長	<p>ありがとうございました。3種類の質問が出ました。よろしく願いいたします。</p>
藤岡子育て支援課発達支援係長	<p>子育て支援課の藤岡のほうから回答させていただきます。</p> <p>1番目につきましては、ちょっと私どもができる支援ということで、この通学支援ということを考えさせてもらったので、それ以外の支援についてはちょっと私どももわからない部分もございますので、ちょっと回答は控えさせていただきたいと思います。</p> <p>2番目は何でしたっけ。ごめんなさい。単親の御世帯での場合ですね。主たる介護者の方がというふうに考えておりますので。</p>
新野会長	<p>単親のということじゃなくて、御夫婦はそろって、お父さんの入院、あるいはお母さんの入院、そういう意味です。</p>
藤岡子育て支援課発達支援係長	<p>お二人いらっしゃって、お父さんがというような場合ですね。これにつきましては、基本的には一旦はそのお父さんのほうで何とかしていただきたいなというのがあります。でも実際はそれができない状況というのがあるようでしたら御相談いただければ、そこは適宜支給を決定させていただくことになるかなと、だから一概にだめだというふうなことではないです。</p> <p>3番目が緊急の場合ですね。緊急の場合につきましても、これもガイドヘルパーさんとかでも同じような形をとらせてもらっておったと思うんですけども、申請が間に合わないとかいうような状況ですよ、事前に予定していることじゃないのでということになりましたら、そこはまたケース・バイ・ケースで、ヘルパーさんが実際に手配できるかということもありますけども、そのあたりは柔軟に対応させてもらえればと思っております。</p>
新野会長	<p>いかがですか。</p>
森脇委員	<p>じゃあこういう緊急の場合は、市役所側も御協力をいただけるというふうに、とにかく相談に行って、御協力いただけるというふうに思っていればいいということですね。</p>
藤岡子育て支援課発達支援係長	<p>そうですね、はい。</p>
森脇委員	<p>はい、わかりました。済みません。</p>
新野会長	<p>ありがとうございました。この事業は、きのうから学校が始まっております、もうスタートしたばかりなんですよ。きのう、きょうの状況を御存じの方がいらっしゃいましたらお教えいただけますと非常にリアルだと思うんですけども。実際に何人ぐらいの方が利用さ</p>

藤岡子育て支援課発達支援係長	<p>れているというようなことがありましたら。</p> <p>続けて子育て支援課の藤岡のほうからですけど、当初の利用者さんといいますのは、今まで移動支援の中で例外的な対応ということで通学のほうを支援させていただいていた利用者さんが4名いらっしゃったんですけど、その方のうちお二人がきのう、きょうにかけて学校が始まっているという状況です。あとお二人の方は、9月から、支援学校さんなので、9月2日、来週の月曜日から。その利用者さんは現在4名、現在は2名様ですけど、という状況でございます。</p>
新野会長	<p>ありがとうございます。補足でお答えいただきました。</p> <p>さあ、ほかに。民生委員の高田委員さんです。</p>
高田委員	<p>民生委員の高田です。1ページの一番最初なんですけども、子供向けの手話教室などの開催というところですよ。子供たちが手話を知る機会だとか、点字を知る機会があるのはすごくいいと思うんですけども、それだけで終わってしまうんじゃないかと、手話教室を受けたら、次の機会は少し難しい、ちょっと上のことを覚えられる機会があるといいかと。いつも入門編ばかりではなくて、その子がもう少し上のレベルのことが学べて、それがだんだん、だんだん、ここにおられるような手話通訳になれるまでに子供たちが興味を持っていったら、どこの場面でも手話が使えるようになるかなというふうにちょっと思っていて、話をさせてもらいました。</p>
新野会長	<p>いかがでございましょうか。入門編ばかりやっているんじゃないかと、次に段階的に進んでいくような教室も用意してください、そういうことでございます。</p>
刈込障害福祉課認定給付係長	<p>障害福祉課の刈込です。今年度の事業でまだ始まったばかりなので、また効果等も考えながら、そういったことも含めて考えていきたいというふうに思っています。今年度につきましては、初めての取り組みだったんですけども、大学生にも事前にちょっとお話を持って行って、サポートスタッフとして事前にこのレクチャーみたいな形をしてかかわってもらったんですね。なので、小学生だけじゃなくて、そういうような大学生とか、手話通訳に関わる、近いような年代の方にもちょっとでもかかわってもらえるような仕組みづくりもあわせて考えていきたいというふうに考えております。</p> <p>以上です。</p>
新野会長	<p>ありがとうございます。以前のこの会議でも出たと思うんですけども、子供向け手話教室というのではなく、全世代を通した、生涯学習としての手話教室みたいな考え方に広げてはどうかというのが、以前に出ていたような気がするんです。そんな計画はございますでしょうか。誰でもが参加できる。</p>

刈込障害福祉課認定給付係長	その全体にかかわるところでいうと、手話通訳士というところまではいかないんですけども、奉仕員の養成については講座も今開講しておりますので、そういう部分で進めていきたいなというふうに思っております。
新野会長	ありがとうございます。この件はこれでよろしゅうございませうか、高田さん。高田さんからの御発言でした。
森川委員	ほかにございますでしょうか。 よろしいでしょうか、森川です。
新野会長	障害福祉課の2番目の補助金の創設ということですが、現状では、わかればどういう内容かを教えていただきたいんですが。 補助金を出しますよと書いてあるところについて、もう少し詳しくお願いいたします。
藤山障害福祉課計画推進係長	障害福祉課の藤山です。お答えをさせていただきます。 こちらにつきましては、まだ今年度始まったばかりで、実績がたくさんあるということはないんですけども、今の時点で想定をしていますのは、例えば会社の社員研修であったりとか、そういった中で障害についての理解を深めていただく、接客を含むようなサービス業であれば、障害のある人が来たときにどのような対応をすればいいのかを学んでいただく、そういったものも含む研修に役立てていただきたいと、当然講師を招くということについても、お金が必要な話になりますので、またどういった講師を呼んだらいいのかがわからないというようなこともあるかと思えます。こういった助成金としての手助けをさせていただくとともに、適切な情報提供を、そういった取り組みをしてくださる会社、団体に助けていただくことで、市内のいろいろなところで障害理解が深まっていけばいいかなというふうに考えております。
新野会長 森川委員	以上でございますが、森川さん。 今、初めに少ないというお話があったんですけど、今現在は何件とかありますか。
藤山障害福祉課計画推進係長	現時点では、まだ申請をいただいているものについてはゼロ件ということになります。 それで、今後件数をふやすためにどうしていくのかというお話につきましては、まず、今、既に行っていることは、茨木商工会議所のほうにお声かけをさせていただきまして、市内の企業さんの中で、こういった助成事業がありますので、取り組んでみていただけませんかというお声かけをさせていただいているところです。 その他にも、例えばこういうところに声をかけてみたらいいんと違うかというような御意見やアイデアがあれば、ぜひお伝えいただけれ

新野会長

ば助かるなというふうに思います。よろしくお願ひいたします。

ありがとうございました。皆様方も、どうぞこの助成金をお持ちになって研修に協力をされますとありがたいことだと思います。

いかがでしょうか、ほかに。太田さんです。

太田委員

2ページの包括的専門相談支援体制の整備のところ教えていただきたいんですが、この地区保健福祉センターを整備していくということなんですが、今の検討段階でどのようなイメージなのかでいいんですが、例えば障害のほうでしたら、この障害者相談支援センター委託相談とか、あと基幹相談とかとの関係性はどのようになるのかですとか、あと地域生活支援拠点の整備にこの地区保健福祉センターは何か関係してくるのか、あと防災災害対策については、この地区保健福祉センターは何か関係してくるのかというようなところ、まだ案の段階でもいいんですけれども、イメージを教えてくださいと思います。

新野会長

ありがとうございました。地区保健福祉センターなるものの意義とか役割とかいうものをもうちょっとイメージを教えてください、そういうことです。お願ひいたします。

北川健康福祉
部長

健康福祉部長の北川でございます。よろしくお願ひします。

まず、地区保健福祉センターにつきましては、冒頭で私のほうから御挨拶申し上げましたような、分野別計画の上にあります、総合保健福祉計画の中に位置づけているものでございます。市内を5つのブロックに分けて、そのブロックごとに地区保健福祉センターを設置していきましょうということでございまして、具体的に言いますと、今、3月議会で高齢の市立のデイサービスセンターを廃止するという条例を上げさせていただきました。一応来年3月で閉めるという形になりまして、沢池と西河原と葦原について、その位置でサービスセンターを転用して地区保健福祉センターに整理していこうというのが今、一応考え方として持っておるところでございます。

その地区保健福祉センターにつきましては、全ての相談をそこで一元的に聞いてくということになりますので、包括支援センターであるとか、CSW、また障害相談事業所もそこに入らせていただきまして、複雑多様化した問題に一元的に取り組んでいくということが構想としてなっているところでございますので、今のところ、東西南北、中央の中の東、西、南についてそこに設置していこうというふうなところで進んでいるというところでございます。

それから、去年大きな地震災害がありまして、そのときに地区保健福祉センターはないんですが、そのときに地域保健福祉センターという形で、CSWと包括支援センターの方に御協力をいただきまして、

避難所のほうに回っていただいて、さまざまな相談を聞いていただきまして、また避難所から在宅へ、また中には市営住宅に入られているような方もいらっしゃいましたので、そういった方を継続的なフォローをしていったというところで、計画に想定しています、地区保健福祉センターの前進的な役割をそれが担ったというところがございますので、今後、地区保健福祉センターができた場合につきましては、当然市の機能ではありますけども、自主的に地域にありますそういう避難所のほうに出向いていくというようなことが想定されてくるのではないかというふうに思っております。

障害の計画にのっております、地域生活支援拠点につきましても、基本的にはこの地区保健福祉センターが担っていくという考え方が一定わかりやすいのではないかというふうなところでありまして、まだここについては、決まったということではございませんので、よろしくをお願いします。

それとあわせて、先ほど太田委員のほうから、地域移行が進んでいない点と、部全体でどう考えているんだというふうな御質問がありましたので、あわせて説明をさせていただきたいと思うんですけども、やはり地域移行については非常に大きな問題だと、難しい課題かなと思っているところがございます。他のサービスみたいにこの利用を上げるというよりは、地域包括ケアシステム、これが完成していかないと、この辺はなかなか進まない問題だと思うんです。グループホームを何ぼ整備したって、地域移行が進むという問題ではないと思います。高齢介護の分野でいきます地域包括ケアシステムというのは、福祉・介護・住まい、こういったさまざまな機関が連携しながら、住みなれた地域で支えていくという、これがいわば地域共生社会になってくるかと思っているんです。この計画書の総合保健福祉計画の第1番目の基本理念で、全ての人が健やかに支え合い暮らせるまち、みんなが主役の地域共生社会のまちづくりというところを上げておりますので、これが実現していくことによって、こういった障害分野での地域移行も進んでいくのではないかというふうには考えています。

今、市として何に力を入れていくかといいますと、今質問いただいた、まずはこの相談支援のところ、包括支援センターであるとか、障害の相談事業所の設置箇所数をふやしていったと、そういったことでさまざまな方がいろんな相談に乗っていくというところの体制整備を進めているという、まずそこから進めているというところがございますので、決してこのところに力が入っていないということではなくて、まずそういった共生社会の取り組みに力を入れていくというところで進んでいるというので御理解いただきたいと思います。よろしく

新野会長	<p>お願いします。</p> <p>北川部長から本質的なところについての御説明をいただきました。地域共生社会に向けて、私たち、力を入れて、寄せ合って入れて頑張っていきたいと思いますというので、この議題は終わりにしてもよろしくございますか。</p>
森脇委員	<p>先ほどのお話、すごくいいなというふうにお話を聞かせていただきました。</p> <p>地区保健福祉センターのほうもこれからどんどん、どんどん計画が進んでいくと思います。相談体制が構築され相談をちゃんとできる場所ができるということなんですけども、やっぱり相談した後、どういうふうな福祉が、福祉の事業所さんの充実というところは両輪だと思うんですね。私たちが相談しても利用する場所がなければやっぱり結局不安なままなんです。ですので両方一緒に考えていただけたらありがたいなというふうに思います。事業所さんのサポートのほうもぜひよろしくお願いいたします。</p>
<p>新野会長</p> <p>北川健康福祉部長</p>	<p>何かございましたら、部長お願いします。</p> <p>健康福祉部長の北川でございます。おっしゃっているとおり、実際にそういったサービスとしての提供体制というのは大事だと思うんですけども、やはりその中でも、今回エリアというか、分けていったということで、地域という言葉が大事かと思っています。利用者とサービスの関係じゃなくて、地域でいかにその方々を支援していくか、また利用されている側も、いかに地域に出向いて行って、自分がそこで一つの担い手であるという意識を持っていただくというところがありますので、地域、利用者、そういったサービスというところの、2つの関係じゃなくて、3つというというか、そういったところの動き方というか、体制が必要であるかというように思っておりますので、また御協力よろしくお願いいたします。</p>
新野会長	<p>ありがとうございました。森脇さんもこの件はこれでよろしゅうございますか。</p> <p>はい、そうしましたらこの議題はこれにて終了したいと思います。よろしゅうございますね。</p> <p>では議題の3に移ります。その他となっております。事務局から御説明をお願いいたします。</p>
<p>藤山障害福祉課計画推進係長</p>	<p>障害福祉課の藤山です。その他として、特に資料等もございませんし、今回の議題ということではないんですけども、今年度が今の障害福祉計画、障害児福祉計画の3年の計画期間の2年目ということで、今年度が終わるともう3年のうちの3年目ということになります。来年度には次期計画の策定に向けて、具体的な作業に入っていく</p>

ということがタイムスケジュールとしてあります。そこにつきまして、今年度、今回が第1回ですけれども、第2回、この後またアナウンスがありますが、1月ごろに開催を予定させていただいておるものがありまして、そこでは、委員の皆様は次期計画に向けて、具体的に数字を何ぼにしてくれというお話までは、まだもっと先のお話しになると思いますけれども、計画の方向性として、途中、太田委員のほうからこういうふうにするべきではないかという意見も先ほどありましたが、次期計画をもう少し強く意識して、次期計画に盛り込むべき方針であったりとか、市としての考え方というところを御議論いただけるような場にしたいなというふうに思っておりますので、あらかじめ委員の皆様につきましては、お考えがあれば少しずつまとめていただけると非常に助かるなというふうに思っております。

事務局からの連絡事項としては以上です。

新野会長

ありがとうございました。ただいまのお話に何か質問、御意見はございますでしょうか。

太田さん、お願いいたします。

太田委員

この次期計画というのは、障害福祉計画だけじゃなくて、長期計画も含めてということなんですか。

藤山障害福祉課計画推進係長

もちろんそうですけれども、とりあえず令和2年度末で計画期間を終えるものというのは障害福祉計画と障害児福祉計画になりますので、そこを中心ということにはなりません。ただ、長期計画、及びさらに言えば、総合保健福祉計画も含めて、そのタイミングとはならなかったとしても、今後また次期計画というのは常にやってくるものですので、その辺も含めた御意見をいただくというのはもちろん歓迎したいなというふうには思います。

太田委員

今の計画から既に更新というか、修正が必要になっているところもあると思うんですが、そういったところは多少の修正も可能だということですかね。

藤山障害福祉課計画推進係長

済みません、数字のようなものは障害福祉計画及び障害児福祉計画でお示しをしておいて、長期計画はどちらかという方向性をお示しするような計画になりますので、特にもちろん大きく方向性が変わって、現状とかけ離れた長期計画の中で施策を走らせるということが適当でなければもちろん変えるんですけれども、その数字のように、ちょっと状況が変わったから数字がふえましたというようなものと、長期計画とは少し性質が違うと思うので、その辺はもちろん変えないというつもりはないですが、必要なものを必要に変えていくと、先ほど申し上げましたように、基本的にはまずは障害福祉計画及び障害児福祉計画の見込み量であったりとかのこのところの目指すべき方向性という

新野会長	<p>のを皆さんから御意見頂戴できたらなというのが中心だというふうに思っていただけだったらいいと思います。</p> <p>ありがとうございました。障害福祉計画と障害児福祉計画について、次の計画の方向性を皆さん方にそろそろもうお聞きしていきたいというお話なんですけども、これは何か具体的に用紙を配られて、記入して提出してくださいとかいうようなことがあるんでしょうか。そういうことではない。</p>
藤山障害福祉課計画推進係長	<p>現段階で、ちょっとどのような形で皆様に御意見をお伺いするかという方法までは決定していませんので、やはりこの会議の場でいきなり御意見をまとめて出してくださいというのも難しかろうと思いますので、何らかの資料をお示しするタイミングなのか、それに先立ってなのか、事前に御意見を寄せていただけるような、あるいは当日持ってきていただくために、意見をまとめやすいような何かを考えてお示ししたいなというふうに思っております。</p>
新野会長	<p>はい、よろしく願いいたします。</p> <p>そのほか、何か事務局からございますか、御連絡が。</p>
岩本相談支援課相談一係長	<p>本日の会議録につきましては、事務局のほうで案を作成させていただいて、後日、皆様にお送りさせていただきますので、御確認のほうをお願いしたいと思います。</p>
新野会長	<p>以上です。</p> <p>何か委員の皆さんで、これは言っておかなければならないというようなことは特に。</p>
森川委員	<p>森川さん。</p> <p>よろしいですか、森川です。</p> <p>本日のこの会議の事前資料なんですけど、私としてはもうちょっと早目に、例えば2週間ぐらい前にいただけたらうれしいなと思っているんですけど、難しいんでしょうか。私は茨木障害フォーラムの団体としてこの会議に参加させていただいております。資料をもらって、一応団体にもこういうことを聞こうかなという、そういう時間もいただきたいので、できましたら早目に頂けたらとてもありがたいです。</p>
藤山障害福祉課計画推進係長	<p>済みません、障害福祉課の藤山です。御意見ありがとうございました。</p> <p>今回の会議の資料の送付につきましては、本当に1週間を切ったようなタイミングでお送りすることになってしまいまして、委員の皆様には大変御迷惑をおかけしたというふうに思っております。</p> <p>次回以降の会議につきましては、事務局のほうで資料作成をできるだけ早い段階でさせていただきますので、お送りできるように努めたいというふうに思っておりますので、よろしく願いいたします。</p>
新野会長	<p>どうぞよろしく願いいたします。</p>

岩本相談支援
課相談一係長

これもちまして、第1回茨木市障害者施策推進分科会を終了となります。

皆様、長時間御協力をありがとうございました。

事務局にマイクをお返しいたします。

委員の皆様におかれましては、長時間お疲れさまでした。

次回の分科会は、年明けの令和2年1月下旬ごろを予定しております。開催までに改めて御案内を差し上げますので、よろしく願いいたします。

本日はありがとうございました。